

(様式第4号)

碧南下山第二土地区画整理組合保留地処分  
**抽 選 参 加 者 心 得 書**

- 1、抽選参加者は、この心得書及び碧南下山第二土地区画整理組合保留地処分規程を守ってください。
- 2、保留地の権利移転は、保留地処分規程第22条の規定に基づき理事会が認めたものについて、権利移転を認めるものとします。
- 3、本組合の保留地処分には、次の制限があります。
  - ① 無能力者及び破産の宣告を受けて、いまだ復権の確定していない者には売却できません。
  - ② 当選した保留地の購入契約を放棄、又は解除したことがある者には処分しない。
  - ③ 抽選参加申込は、その抽選每一世帯、又は一法人につき1筆とする。
- 4、次のいずれかに該当すると認める者(代理人を含む。)は、この抽選の参加をお断りし、当選された場合でもその当選を無効とします。
  - ① 前記3、のいずれか1つに該当する者。
  - ② 抽選に参加しようとする者を妨害し、又は抽選の公正な執行を妨げた者。
  - ③ 抽選にあたりその秩序をみだし退場を求められた者。
  - ④ 保留地売買契約の履行を妨害した者。
  - ⑤ この心得書及び本組合保留地処分規程に基づく指示に従わない者。
- 5、抽選参加保証金10万円(現金)を抽選日の会場受付で提出してください。なお、当選者以外は当日還付します。
- 6、代理人により抽選に参加しようとする者は、委任状を提出してください。
- 7、当日定刻までにみえない場合は、参加申し込みを取り消したものとします。
- 8、抽選は公開で行い、結果の発表はその場所において、直ちに行います。ただし、会場の秩序が保たれない場合には退場を求めることがあります。
- 9、
  - ① 抽選により当選者・次点者を決定し、当選者が権利を放棄又は当選が無効となったときは、次点者を繰り上げて当選者とします。
  - ② 申込者が一人のときは、その者を当選者とします。
- 10、当選者は、10日以内に処分価格の1割に相当する金額を納入し、契約を結んでく

ださい。抽選参加保証金は契約保証金の一部に充当します。

- 1 1、当選者がこの期間内に契約しないときは、その当選を無効とし、抽選参加保証金はお返ししません。
- 1 2、買受人は、契約日から2箇月以内に売買代金の全額を納入してください。契約保証金は、この代金に繰り入れます。
- 1 3、契約者が、この期間内に納入されないときは、この契約は解除し、契約保証金はお返ししません。
- 1 4、土地の引渡しは、売買代金を全額納入された後に行います。
- 1 5、① 保留地の所有権移転の登記は、換地処分に伴う登記の完了後にします。  
② これに要する諸費用は、買受人が負担してください。
- 1 6、この抽選にあたり、この心得書の解釈及び明記のない事項については、本組合の保留地処分規程に基づき指示します。